大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和4年1月28日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 北上花園町複合店舗計画 北上市花園町一丁目61番10ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 有限会社伊藤治
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ユニバース及び株式会社セリア
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年9月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,143平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 143台
 - イ 出入口 5か所
- (7) 駐輪場の収容台数 45台
- (8) 荷さばき施設の面積
 - ア 荷さばき施設① 276.06平方メートル
 - イ 荷さばき施設② 50.00平方メートル
 - ウ 荷さばき施設③ 50.00平方メートル
 - エ 荷さばき施設④ 50.00平方メートル
 - オ 合計 426.06平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
 - ア 廃棄物保管施設① 50.07立方メートル
 - イ 廃棄物保管施設② 17.79立方メートル
 - ウ 廃棄物保管施設③ 4.50立方メートル
 - エ 合計 72.36立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時(年間4日は午前6時)
 - イ 閉店時刻 翌日午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日午前0時30分まで(年間4日は午前5時30分から翌日午前0時30分まで)
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日 令和3年12月28日
- 3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所